

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 池永
日 時	平成30年7月27日(金曜日)		開 議 午前 10 時 00 分
			閉 議 午前 11 時 15 分
出席委員	◎西口、○石野、奥村、並河、藤本、木曾、明田		
出席理事者	【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長、瀬野開発担当課長 [桂川・道路整備課]関課長、澤田広域事業担当課長 [土木管理課]藤本課長		
出席事務局	片岡事務局長、池永主任		
傍聴者	市民2名	報道関係者0名	議員0名

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議 (西口委員長あいさつ)

[事務局主任より日程説明]

### 2 案件

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部長あいさつ、平成30年7月豪雨被害に関する報告]

<まちづくり推進部長>

日吉ダムが最大900トンを超える放流をしたが、桂川・支川対策特別委員会を初め、各議員の働きかけもあって、この間、河川整備の進捗が図られたこともあり、桂川関連の住宅への被害はほぼなかったと認識している。農地には一部浸水の被害があったが、平成25年に比べ、今回、日吉ダムの放流に対する被害は少なかった。国道・府道関係においては、国道423号で3カ所の土砂崩れ等が起き、今もなお通行止めである。また畑野町の園部能勢線・天王亀岡線、曾我部町の東掛小林線について、土砂崩れ等で通行止めが継続している状況である。京都府の管理河川においては、畑野町の大路次川を初め、本梅町・西別院町を中心に多くの被害が出ている。市道については、川東線、湯ノ花温泉線を初め、50路線で路肩の崩壊や土砂崩れ等の被害を受けたところである。通行止め等の措置をとっていた路線も多くあったが、現在は地元の了解を得て、公共土木災害の採択を待って復旧する2路線と、京都府の河川復旧との調整をしている1路線の、合計3路線の通行止めを残し、その他の路線は通行止めを解除したところである。市の管理河川については、32河川で護岸や河床の洗掘の被害を受けている。また橋梁についても、流木が橋脚にひっかかる等、1橋で被害を受けている。また都市公園については、南郷公園のボードウオークが冠水し、また倒木等により、3公園で被害を受けた。

配付したA3サイズの資料は、南丹土木事務所がホームページで公開している資料であり、南丹土木事務所管内の通行止めの状況等を示したものである。

(資料説明)

通行止めの路線については、大阪方面への幹線道路であり、早急な復旧をお願いしている。最新の情報を確認したところ、国道423号の笑路部分は7月末に片側通行での開通を目標に、また東掛小林線・園部能勢線・天王亀岡線は8月のお盆までに片側通行での開通を目標に応急・復旧工事を進めていると報告を受けた。国道423号法貴峠については、ヘアピンカーブ区間で大規模な崩土が発生しているため、現在、土質調査・復旧の設計中ということで、現在は復旧の見通しがたっていないということである。日程については変更があるかもしれないが、京都府としても早期の復旧を目指していると聞いている。

また「平成30年7月豪雨災害に関する概要報告」の資料については、亀岡市の災害対策本部でとりまとめた資料であり、市議会議員全員に総務部から配付されたものである。

(資料の所管部分説明)

10:17

[質疑]

<木曾委員>

特に国道423号は生活道路であり、産業や経済に関わる部分も大きく、また東掛小林線が通行できないため、国道423号にかかってくる部分も大きい。迂回路の部分で、西別院小学校のところに旗を立てて侵入できないようにしているが、大阪方面からの案内表示が見にくく、迷われるケースが多いようである。土砂崩れをしている場所まで突っ込んでしまい、そこでUターンをする車も多いようである。被害が拡大してはいけけないので、的確な表示をする必要がある。また、崩れた場所の近隣で事業をしている人が多い。一志やユメミファクトリー、中央技建工業、京都製錬所などもあり、通勤や荷物の搬入に非常に困っていると聞く。道路の表示だけでなく、日常の経済活動や生活活動に影響が出ており、今後長期にわたることも考えると、適切な対応が必要である。亀岡市だけではできないので京都府との協議が必要であるが、連携をとって適切な措置をされたい。住民や事業者、通勤者が安心して日常の生活を送ったり、業務を行ったりできるよう、適切な対応を取る必要があると考えるが、連携はどうなっているのか。

<まちづくり推進部長>

災害対策本部には京都府の振興局も入っている。7月初旬の災害対策本部の時に市長が、通行止めの表示が分かりにくいので、そこまで行かなくても分かるように明示されたいと言われた。振興局も早速対応するとのことであった。そのこともあってホームページに地図の資料が掲載されたところである。今度の7月31日、京都府知事に、市長を初め災害に関する緊急要望等に行くが、そこで改めてお願いしていきたい。また、隣接で経済活動をされているところもあるため、まずは笑路の一志のところの通行止めを解除していこうとされているところである。それを含め、早期の復旧と案内表示について、京都府と連携しながら進めていきたい。

<木曾委員>

ホームページの地図が分かりにくい。一番知りたいところは下側である。大阪へ抜ける道が分かりにくい。そこを拡大した分かりやすい地図を出すべきである。京都府に言っていただきたい。

<まちづくり推進部長>

災害発生時、市からも随時、通行止めの情報を流していた。府のホームページですか市のホームページですかは別として、そのあたりに着目した情報が流せるように改めていきたい。

<西口委員長>

31日という答弁であったが、今現在も車が通っている状況である。通っている人がUターンして迷っている状況はただちに改善すべきである。京都府の土木事務所等に市議会から申入れがあったとすぐに伝えられたい。運転する人がすぐに分かるように丁寧な説明が必要である。本日、ただちに申し入れられたい。

<木曾委員>

南丹土木事務所と話をしたところ、住民からも通っている人からも何の苦情もないという言い方をされた。

<西口委員長>

厳しく伝えられたい。

<まちづくり推進部長>

承知した。

10:28

#### (1) 開発許可権限移譲後の取組み状況について（まちづくり推進部行政報告）

[都市計画課開発担当課長 資料に基づき説明]

10:40

[質疑]

<並河委員>

新たに住居が建つ見通しは。

<都市計画課開発担当課長>

4月1日付で保津町を指定したが、現時点では実績も予定もない。

<木曾委員>

新たに馬路町、河原林町で進めていくと、川東全体が区域指定されることになってくる。川東が市街化区域と変わらないような状況になるのではないか。保津町は試験的に実施し様子を見ていくということで進んだと思うが、今後はどうなっていくのか。

<都市計画課開発担当課長>

保津町を除く川東4町では、馬路町と河原林町で話をしているところである。この制度は市街化調整区域の中に空き地等があった場合、今までなら農家等しか住宅が建てられない状況を少し緩和することによって、地域に住みたい、自然の中で暮らしたいという人が来られた時に許可できるように、あくまでも調整区域という縛りの中で許可の基準を追加するものであり、積極的に市街地と同じような状況になるものではないと考えている。一般的な市街地と同じように住宅が建つのは困るという意向をお持ちの地域もある。いずれにしても、この制度の目的や趣旨を説明する中で、地域として取組みたいという意向を確認したうえで進めている。千歳町や旭町では現在、制度の説明をしているところであるが、強制ではないので、地域の声をよく聴きながら進めていきたいと考えている。

<木曾委員>

目的は空き家の活用を含めた移住・定住の促進と地域振興であり、それを逸脱しないようにどう管理・監督していくのかが今後の課題である。宅地の転売目的だけで事業者が進めてしまうと困る。いったん取得された土地に対する考え方を整理しなければ問題が出てくるのではないか。保津町でも、乱開発されたり、地域のコミュニティや環境を壊されたりすると困ると地域の人には言われていた。一般住宅会社が入り込んでしまうとブレーキがかからない状況になることも考えられる。法律の中身をきちんとし、一定の枠組みを超えないような制度にしておかないと、業者に理屈は通じない。法的な部分をしっかりしておかないと難しいのではないか。

<都市計画課開発担当課長>

緩和の基準を設定することで懸念されることもある。まとまった土地がある時に、面的な開発をされてしまうこともありうる。それは都市計画法だけではカバーしきれない部分もあるので、建築基準法の建築協定や他の制度も活用しながら、乱開発にならないようにしていきたい。馬路町も千歳町も旭町も京都府の移住促進特別区域の指定を受けられ、空き家の解消や余った土地に家を建てて定住を進めようということである。目的をしっかりと維持しながら、地域と話をする中で、乱開発が懸念される場合は、他の制度もうまく活用しながら進めていきたい。

<木曾委員>

この制度を活用する時に、一定の罰則規定等、強い意思表示を亀岡市ができるようになれば、所期の目的である移住・定住や地域振興に生かせると思う。申請を出し大きな土地を取得されたが、申請の内容と違うものができてきた時にストップできるのか。そこをきちんとしておかないと、地域のコミュニティや既存宅地に住んでいる人の環境が壊れてしまうのではないか。保津町の状況をしっかりと見て、2年なり3年なり、一定の年度をおいて様子を見ながら進めるべきではないか。今回初めてのケースなので、慎重に扱うことが大事である。所期の目的である移住・定住、地域振興なら問題ないが、一般の経済活動に生かされてしまうと本来の目的から逸脱するので、亀岡市の強力な指導や罰則規定を担保してから進めるべきである。

<都市計画課開発担当課長>

この区域指定制度に特化した罰則規定はないが、都市計画法の中に監督処分の特項もある。違法開発・違法建築に関する都市計画法の指導監督の権限を十分に生かし、また、建築基準法で違反建築物に対する罰則規定等もあるので、南丹土木事務所と連携しながらしっかりと取組んでいきたい。

<藤本委員>

畑野町の開発の時には、このような制度はなかったが、今回の土砂災害を見ても、雨水排水計画や上下水の問題等が全く配慮されず、開発時の欠陥が、あのような大事故につながったのではないかと危惧する。これが畑野町や東・西別院町に広がっていった時に、きちんと監督していかないと、災害の二の舞になってはいけない。十分チェックしながら進められたい。

<都市計画課開発担当課長>

区域指定し新たに開発する際には、開発許可や建築許可の中で、排水の関係の規定があり、必ずチェックすることになっている。なお、畑野町や東・西別院町は都市計画区域外であり、一番規制が緩くなっているため、この制度を使うことはない。

<奥村委員>

都市計画税の話があり、税負担の公平性を欠くことはないと言われたが、固定資産税の評価から考えると、当然1筆1筆評価が変わってくる。税務担当課との調整はしているのか。

<都市計画課開発担当課長>

税務担当課からは、区域指定をしたことにより即、固定資産税が上がることはない  
と聞いている。

<奥村委員>

普通は税金を上げるのではないか。税務課長が言っていたのか。

<都市計画課開発担当課長>

税務担当課の決裁を経て回答があったものである。市街化調整区域であることに変わりはなく、区域指定することによって、地域の土地全体で一斉に固定資産税が上がることはない  
と聞いている。

<奥村委員>

基本的に固定資産税の評価は、いろいろな制度に応じて進めている。保津町の指定区域外と指定区域とを同じ評価にはしない。保津町全体が上がることはないが、指定区域に入ったところは、見直さなければ税法上おかしいのではないか。都市計画税が要らないのは当然分かっているが、固定資産税はどうか。

<まちづくり推進部長>

税務課とは協議しているが、固定資産税の評価については税務課で対応される。都市計画税と固定資産税を混同した答弁になっていたかもしれない。

<奥村委員>

都市計画税は入れないということによい、固定資産税の評価額が上がるのは間違いない。既存のところ、住んでいる人にも影響があると考えますが、保津町や川東の皆さんに説明できているのか。

<都市計画課開発担当課長>

事前に税務担当課から、指定することによって即、上がることはない  
と聞いていたので、そのような内容で地域の人には伝えている。税務担当課に確認し、もし誤認があるようであれば、地域に伝えていきたい。

<奥村委員>

線引きの中で、建物や敷地の上に線を引いているところがあるが、どういうことか。

<都市計画課開発担当課長>

基本的には建物にかからないようにしているが、砂防指定地の指定界とあわせた結果、このような状況になっている。

11 : 00

## (2) ブロック塀等の撤去に係る助成制度の創設（案）について （まちづくり推進部行政報告）

[都市計画課開発担当課長 資料に基づき説明]

11 : 09

[質疑]

<木曾委員>

新たに建ててもらおうと負担が大きくなる。除却後は、緑花協会の生垣設置の助成で負担軽減が図られるとは思いますが、歴史的景観の観点からも考えて、例えば地元産の木材を使った塀を作る等、景観の問題も一緒に考えてはどうか。視察に行った時、歴史的景観を守っていけるような塀を作っているところがあった。歴史的景観を守り、子どもたちの安全にもつながることになれば、より協力いただける部分も多く

なるのではないか。そういった補助制度はあるのか。

<まちづくり推進部長>

ブロック塀を除却してまたブロック塀にするのに補助金を出すのはどうかと考えたため、緑花協会の生垣補助のPRを考えている。ただ、地域によっては歴史的景観を残したいところもある。この制度はこれで進めていくが、板塀等については、景観施策の中で検討していきたい。

<奥村委員>

違法建築したものの改修に対し、補助金を出す意図は。

<まちづくり推進部長>

大阪北部地震での高槻市での事故もあった。そういうものを公共の場からなくすのが第一義である。違法のものかもしれないが、なかなか個人で踏み切れないところもあるため、亀岡の安全・安心という考え方の中で、撤去の足掛かりとなる補助制度を設けるものである。

<奥村委員>

実際には広告物や壁等も崩落しているが、そのようなものに対する補助は考えていないのか。

<まちづくり推進部長>

現在のところは考えていない。

<並河委員>

市民から、撤去すると個人負担が大きいので補強したいと言われたが、それに対する補助は考えていないのか。

<都市計画課開発担当課長>

危険なものの撤去を促進するため、現時点では、除却費用のみで考えている。

[まちづくり推進部退室]

### 3 その他

<西口委員長>

特になければ閉議する。

散会 ～11:15